

令和元年7月5日
(令和元年10月9日更新)

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

債権届出期間経過後の再生債権届出に関する基本的な Q&A

以下では、債権届出期間経過後の再生債権届出に関する基本のご質問に対する回答を列挙いたします。

Q-1 今からでも債権届出をすることができるのか。

A-1 民事再生法上は、債権者がその責めに帰することができない事由によって債権届出期間内（本民事再生手続では平成30年10月22日（日本時間）まで）に届出をすることができなかつた場合には、その事由が消滅した後1か月以内に限り届出を行うことができます。なお、現在はオンライン方法による届出は受け付けておりませんので、オフライン方法（再生債権届出書を作成し、再生管財人室宛に郵送する方法）により届出を行っていただく必要がございます。

Q-2 再生債権の届出に使用する書式はどこで入手すればよいのか。

A-2 以下のリンクの「再生債権をオフラインで届け出る」の項目からダウンロードいただけます。再生債権を届け出る場合は、同項目に記載している届出の方法及び再生債権届出書の説明書きをよくお読みいただいたうえで、再生債権の届出を行ってください。

[「MTGOX 再生債権届出システム」](#)

Q-3 再生管財人が用意した書式以外の書式で債権を届け出てもよいのか。

A-3 再生管財人が用意した書式以外の書式を使用すると、法令に所定の必要事項の記載を欠いたり、記載内容の解釈に齟齬を生じたりすることで混乱が生じ、これにより貴殿/貴社の利益を害するおそれがあります。Q-2 で案内した書式以外の書式を使用することはおやめくださるようお願いいたします。

Q-4 再生債権届出書の書式の記入方法がわからない。

A-4 再生管財人は、再生債権届出書の記載要領を下記のとおり作成しています。必ずご参照ください。

[「再生債権届出書記載要項」](#)

Q-5 再生債権届出書の自動計算が適切になされない。

A-5 Google Chrome や Safari, Microsoft Edge のウェブブラウザ等の Adobe 以外の PDF フォーム機能を利用した場合に、自動計算が正常に行われない現象が確認されています。正確な届出を行うために、フォーム入力の際には「必ず」Adobe Acrobat Reader DC 又は Adobe Acrobat を使用してください。

Q-6 債権残高がわからない。

A-6 下記 URL の「Sign in your MTGOX account to see your wallet(s) balance」に MTGOX の取引所に登録していたユーザーネーム又はメールアドレス及びパスワードを入力することによって、これまでの調査結果を反映した MTGOX のデータベースに基づく金銭及び/又はビットコインの残高を確認することができます。ただし、現在、再生管財人により認められた再生債権を有している方は、下記 URL から残高照会をすることはできませんので、ご注意ください。

<https://inquiry.mtgox.com/inquiry/index.php>

Q-7 MTGOX に登録していた情報が思い出せない。

A-7 貴殿/貴社が分かる範囲で情報を入力してください。もっとも、入力情報が少ない場合には、貴殿/貴社が債権者本人であると再生管財人が確認できず、届け出た再生債権が認められない可能性があります。

Q-8 再生債権届出書の記入を終えたらどうすればいいのか。

A-8 必要事項の入力を終えたら、入力のないページも含めて全てのページ（申述書を含め全 16 ページ）を印刷して、署名又は押印の上、以下の書類を添付して再生管財人室宛に郵送してください。

①パスポート、運転免許証、身分証明書等の本人確認書類の写し（顔写真及び日本語又は英語で氏名の表記のあるもの）

②委任状【代理人名義で届け出る場合のみ。日本語で作成する必要があります。】

※本人確認書類の写しが添付されていない場合、貴殿が債権者本人であると再生管財人が確認できず、届け出た再生債権が認められない可能性がありますので、「必ず」添付するようにしてください。

Q-9 法人が再生債権の届出をする際は、本人確認資料は何が必要になるのか。

A-9 以下のⅠ.及びⅡ.の書類が必要になります。

Ⅰ.商業登記簿及び印鑑証明書。外国法人の場合には、外国の公証又は認証業務にある者が作成した証明書や権限ある官署が作成した登録証明書などの法人代表者の資格証明書（当該法人が適法に成立したこと及び法人代表者の氏名が記載されたものに限ります。）。最新の情報が記載され、かつ3か月以内に発行された書類を用意してください。

Ⅱ.法人代表者の本人確認書類。又は債権届出手続を行う事務担当者の本人確認書類及び法人代表者作成の委任状。

Q-10 電子メールでの提出は可能か。

A-10 電子メールでの提出は受け付けておりません。必ず再生管財人室に必要な書類を郵送するようにしてください。

Q-11 再生管財人室の住所はどこか。

A-11 再生管財人室の住所は以下のとおりです。

株式会社 MTGOX 再生管財人室

〒102-0083 東京都千代田区麴町三丁目4番地1 麴町3丁目ビル202号室

Q-12 郵送した再生債権届出書が受領されたのか確認したい。

A-12 再生債権届出書の受領が確認できた段階で連絡先メールアドレス宛にメールをお送りする予定です。もっとも、多数の再生債権届出書进行处理するため、

メールをお送りするまでに時間を要する可能性がございます。ご了承ください。
なお、再生債権届出書を複数回提出すると、再生管財人においていずれの再生債権届出書が正しいものか判断できなくなる場合があります。この場合、貴殿/貴社に重大な不利益が生じる可能性があります。

再生債権届出書の受領が確認できない場合でも、再生債権届出書を複数回提出することはおやめください。

Q-13 届出は完了したのだが、届出内容を訂正したい。

A-13 以下のリンクの「オフライン方法で届出内容を変更する手順」の項目から書式をダウンロードし、同項目に記載してある手順をよく読んで、届出事項変更届出書を提出してください。

「[MTGOX 再生債権届出システム](#)」

なお、再生債権届出書を複数回提出すると、再生管財人においていずれの再生債権届出書が正しいものか判断できなくなる場合があります。この場合、貴殿/貴社に重大な不利益が生じる可能性があります。

届出内容を訂正する場合は届出事項変更届出書を提出するようにし、再生債権届出書を複数回提出することはおやめください。

Q-14 問合せはどこにしたら良いか。

A-14 お問合せを行う場合には、下記のメールサポートセンター又はコールセンターにご連絡ください。

- ・メールサポートセンター
メールアドレス：support@mtgox.com

- ・コールセンター

電話番号：03-4588-3921

受付時間：月曜日～金曜日（日本の祝日は除く）午前10時～午後5時（日本時間）

なお、再生管財人の事務所への直接のお問合せ（訪問、電話、Eメールのいずれも含まれます。）には対応ができませんので、おやめくださいますようお願いいたします。